

深谷市告示第 7 6 号

騒音規制法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 1 2 年総理府令第 1 5 号）の別表の備考各号に掲げる区域を次のとおり指定し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

区域の類型	該当地域
a 区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考

- 1 区域の類型は、騒音規制法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表の備考各号に掲げる区域の類型を示す。
- 2 「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」及び「準工業地域」とは、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号に規定する用途地域以外の地域をいう。